

兵庫県に対するヒアリング事項

平成24年6月22日
厚生労働省健康局生活衛生課1 面積規制（延床面積 33 m²以上）の例外を認める必要性について

- 面積規制の例外を認める必要性について、単に農林漁業体験民宿との類似性を挙げるだけではなく、「面積規制を適用しない例外を設けることが不可欠」ということを説明いただきたい。

※ 例えば、伝統的工芸品の製造事業者が開設する簡易宿所につき、各窯元の各自宅を簡易宿所とするのではなく、窯元のある集落中に延床面積が 33 m²以上ある建物を確保し、当該建物を簡易宿所又は旅館として営業を行うことも考えられるが、なぜその方法ではだめなのか。また、空家活用等に取り組む NPO 法人が開設する簡易宿所につき、兵庫県の説明では、「現に居室として使用している建物を利用するのではなく、空家の所有者と NPO 法人との間で当該空家につき賃貸借契約を締結した上で、当該 NPO 法人が簡易宿所を開設することを想定している」であったが、そもそも、実態として「延床面積が 33 m²に満たない空家」というものは存在するのか。

2 具体的な不都合事例があるのかについて

- 前回の検討会で、構成員からは、「延床面積 33 m²未満で簡易宿所を営業しようとする具体的な事例があるのか疑問。まずは、面積規制を適用する形態の簡易宿所（33 m²以上）で実績を積んで、実際に 33 m²未満でないと不都合な事例が出てきた時点で、例外を認めるかどうかの検討を行うべき」という意見が出された。このような意見についてどのように考えるか、兵庫県のご意見を伺いたい。

3 建築基準法上の規定との関係について

- 検討会の場で、兵庫県から、「伝統的工芸品の製造事業者が開設する簡易宿所については、建築基準法に適合する施設改修を行うには多額の初期投資が必要。簡易宿所開設の障害になっているので、面積規制の例外を認めてほしい」との説明があった。

建築基準法の規定では、旅館については、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、天井裏に達せしめる義務規定（建築基準法施行令 114 条 2 項）、あるいは居室、廊下、階段等への非常用の照明装置設置義務規定（同令 126 条の 4）が置かれている。

これらは、「他人」の宿泊を受け入れる上で、宿泊客の安全を確保する上で重要な規制と考えるが、今回の要望との関係で、どのように考えるか。

4 規制緩和の趣旨を逸脱するような行為への対策について

- 農林漁業体験民宿について延床面積の例外を認めたのは、これを認めることによって、個人の農林漁業者による農山漁村滞在型余暇活動を促進するという農山漁村余暇法の目的を達成するためである。

しかし、現在、延床面積 33 m²未満の農林漁業体験民宿で、実際は宿泊客に農山漁村滞在型余暇活動の役務を提供していないことが疑われる例が見られるとの指摘があり、規制緩和の趣旨を逸脱するような行為への対策が問題になっている。兵庫県においては、こうした事例はあるか伺いたい。

今回、延床面積の例外の範囲を広げると、同様に規制緩和の趣旨を逸脱するような行為への対策が問題になると思われるが、兵庫県のご意見を伺いたい。